



広島県報

号 外
第 149 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

規 則

広島県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政管理室) ……

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律施行細則 (こども家庭支援室) ……

広島県果樹農業振興審議会規則等を廃止する規則 (農林水産総務室) ……

広島県果樹農業振興審議会規則等を廃止する規則 (以上県法規登載)

告 示

昭和六十一年広島県告示第百五十九号 (広島県港湾施設
管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾
施設使用料の額)の一部を改正する告示 (港湾管理室) ……

(県法規登載)

公布された規則のあらまし

広島県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第七十一号) (行政管理室)

一 改正の要旨

広島県果樹農業振興審議会、広島県畜産振興審議会及び広島県漁業振興対策審議会を
廃止することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年十月十六日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則 (規
則第七十二号) (こども家庭支援室)

一 制定の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び同法施
行規則並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の施行に伴い、
認定の手続、認定の基準の特例等の必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成十八年十月十六日

広島県果樹農業振興審議会規則等を廃止する規則 (規則第七十三号) (農林水産総務室)
広島県畜産振興審議会、広島県果樹農業振興審議会及び広島県漁業振興対策審議会の廃
止に伴い、平成十八年十月十六日をもって、広島県果樹農業振興審議会規則、広島県漁業
振興対策審議会規則及び広島県畜産振興審議会規則を廃止する。

規 則

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十一号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則 (昭和三十九年広島県規則第十八号) の一部を次のように改正する。
第十二条農水産振興局の部農産振興室の項第八号を削り、同部畜産振興室の項第十四号を
削り、同部水産振興室の項第十号を削る。

第二十条第一項の表農林水産部の部農水産振興局の款を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をこ
に公布する。

平成十八年十月十六日

広島県規則第七十二号

広島県知事 藤 田 雄 山

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行
細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼保連携型認定こども園 法第三条第二項の規定による認定を受けた、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次に掲げるものをいう。

イ 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

ロ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

二 幼稚園型認定こども園 次に掲げる施設をいう。

イ 法第三条第一項の規定による認定を受けた、幼稚園教育要領（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十六条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

ロ 法第三条第二項の規定による認定を受けた、幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次に掲げるもの

(1) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(2) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

三 保育所型認定こども園 法第三条第一項の規定による認定を受けた、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

四 地方裁量型認定こども園 法第三条第一項の規定による認定を受けた、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(認定こども園の長の資格)

第三条 条例第三条第一項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 学校教育法施行規則第八条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の資質を有すると認められる者であること。

二 五年以上教育に関する職又は教育若しくは学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者であること。

三 二年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(職員の資格の特例)

第四条 条例第四条第四項の規則で定める場合は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。

一 学級担任のうち一人以上が幼稚園の教員免許状を有する者であること。

二 幼稚園の教員免許状を有する者以外の学級担任が、その者の意欲、適性、能力等を考慮して適当であり、かつ、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っていることと知事が認めること。

2 条例第三条第五項の規則で定める場合は、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。

一 満三歳以上の子ども（長時間利用児に限る。次号において同じ。）の保育に従事する職員のうち一人以上が保育士登録を受けた者であること。

二 保育士登録を受けた者以外の満三歳以上の子どもの保育に従事する職員が、その者の意欲、適性、能力等を考慮して適当であり、かつ、その者が児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格の取得に向けた努力を行っていることと知事が認めること。

(園舎の面積の特例)

第五条 条例第五条ただし書の規則で定める場合は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が既存施設(設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育所若しくは認可外保育施設)その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)をいう。以下同じ。)の場合であつて、条例第六条第二項本文の規定により満たさなければならない基準を満たすときとする。

(施設及び設備の設置の特例)

第六条 条例第六条第一項ただし書の同項第二号の規定を適用しないものとして規則で定める場合は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が当該認定こども園の付近にある屋外遊戯場に代わる適当な場所を使用する場合であつて、当該場所が次の各号に掲げる要件を満たすときとする。

- 一 子どもが安全に利用することができること。
- 二 子どもが日常的な利用を確保できること。
- 三 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 四 条例第六条第三項各号の要件(幼保連携型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が既存施設の場合、同項第一号の要件とする。)を満たすこと。

2 条例第六条第一項ただし書の同項第三号の規定を適用しないものとして規則で定める場合は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が満三歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園の施設外で調理して当該認定こども園に搬入する方法により行う場合であつて、次の各号に掲げる要件を満たすときとする。

- 一 当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を当該認定こども園の施設内に備えていること。
- 二 当該認定こども園の責任において子どもに対する食事の提供が行われ、当該認定こども園の食事の提供の責任者により、衛生、栄養等の面で業務上必要な注意が払われる体制が確保されているとともに、当該認定こども園と調理業務を行う者との役割の分担、経費の負担区分等が契約等において明確にされていること。

三 当該認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。

四 調理業務を委託する場合にあつては、調理業務を受託する者が、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等の認定こども園における給食の趣旨を十分に理解し、衛生、栄養等の面において、調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。

五 子どもが年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素の量を満たす食事の提供など、子どもに対し、内容、回数及び時機が適切な食事を提供することができること。

六 第九条第四項第六号の規定により作成する食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(施設及び設備の面積の特例)

第七条 条例第六条第二項ただし書の規則で定める場合は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が既存施設の場合であつて、当該認定こども園の園舎の面積(満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備並びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備を除いたものの面積をいう。)が条例第五条本文の規定により満たさなければならない基準を満たすときとする。

2 条例第六条第三項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 幼保連携型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が既存施設の場合にあつては、当該認定こども園の屋外遊戯場の面積が条例第六条第三項第一号又は第二号の要件を満たすこと。
- 二 幼稚園型認定こども園が既存施設の場合にあつては、当該認定こども園の屋外遊戯場の面積が条例第六条第三項第二号の要件を満たすこと。
- 三 保育所型認定こども園が既存施設の場合にあつては、当該認定こども園の屋外遊戯場の面積が条例第六条第三項第一号の要件を満たすこと。

(建物等の配置の特例)

第八条 条例第七条の規定で定める場合は、次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。

- 一 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 二 子どもが建物及びその附属設備の間を移動する時の安全が確保されていること。

(教育及び保育の内容等)

第九条 条例第八条第一号の規定で定める内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準(平成十八年文部科学省・厚生労働省告示第一号)第五(第五の一から第五の六までに掲げる事項を除く。)の規定により基づく

なければならぬものとされている事項に基づく内容

二 認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮した内容

三 就学前の子どもに対する一貫した教育及び保育を、子どもの心身の発達の連続性を考慮して展開することに配慮した内容

四 子どもの一日における生活の様相が多様であることに配慮した内容

五 子どもと保護者の就労状況の相違により、子どもの利用時間及び利用日数に相違があることに配慮した内容

六 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、人、物、自然、社会の事象その他の子どもを取り巻く環境を通じた教育活動の充実を図る必要があることに配慮した内容

2 認定こども園においては、条例第八条第三号の規定による教育及び保育に関する全体的な計画の編成並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画の作成は、次の各号に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 短時間利用児と長時間利用児がいるため、子どもの一日の生活時間において、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

二 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容が、前項第一号の内容に基づいていること。

三 家庭や地域において異なる年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動と、満三歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動とを、子どもの心身の発達の状況の相違に配慮しつつ、適切に組み合わせていくこと。

四 受験等を目的とした知識や特別な技能の早期の獲得のみを目指すような教育となることのないようにすること。

5 教育及び保育の活動に保護者が積極的に参加できるようにすること。

3 認定こども園においては、条例第八条第四号に規定する園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材その他の教育及び保育の環境の構成は、次の各号に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 子どもと心身の発達の特性を踏まえ、満三歳に満たない子どもについては特に健康及び安全の確保並びに心身の発達の促進を十分に図り、満三歳以上の子どもについては集団による活動を充実させ、異なる年齢の子どもとの交流等を図ること。

二 利用時間が異なるなどの多様な子どもがいること並びに地域、家庭及び当該認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう一日の生活の様相

を整えること。

三 共通利用時間においては、個々の子どもの行動を理解し、かつ、予測し、それに基づき計画的に環境を構成するとともに、集団生活を通じて子どもの自立心が育てられ、人とかかわる力が養われることから、子ども相互の学習が深まり、及び広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかり方を工夫すること。

四 子どもと保護者の就労状況の相違により、子どもの利用時間及び利用日数に相違があることを考慮して、子どもと子どもの教育及び保育に従事する者との信頼関係を構築すること。

4 認定こども園においては、条例第八条第五号に規定する日々の教育及び保育の指導は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 子どもと心身の発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通じて総合的に指導を行うこと。

二 子どもと心身の発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、個々の子どもと心身の発達の特性や課題に十分留意するとともに、特に満三歳に満たない子どもは大人への依存度が極めて高い等の特性があることに照らし、個々の子どもに応じた対応を図ること。

三 一日の生活の様相や利用時間が異なる子どもが同一の施設で過ごすことによる不安や動揺を子どもと与えないようにすること。

四 共通利用時間においては、同一又は前後の年齢の子どもと集団生活の中で遊びを中心とする子どもと主体的な活動を通じて、子どもの心身の発達を促す経験が得られるようにすること。

五 望ましい食習慣を養うとともに、個々の子どもの状態に応じた食事の提供及び食物アレルギー等の食品による疾病への適切な対応を行うこと。

六 食育に関する計画を作成した上で、食育の取組を行うこと。

七 子どもと心身の発達の状況や個々の子どもと睡眠時間に差があることに配慮し、午睡の時間（認定こども園での生活における睡眠の時間をいう。）が一律とならないようにすること。

八 子どもと心身の健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別な配慮が必要な子どもについて適切な環境の下で健やかな心身の発達が図られるようにすること。

九 子どもと保護者と認定こども園とが日常的な連携を図るとともに、職員間の連絡及び協力の体制を築くこと。

5 認定こども園においては、条例第八条第六号に規定する小学校教育との連携は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 連携を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。

二 認定こども園の子どもと小学校の児童との交流及び認定こども園の職員と小学校の職員との交流を積極的に進めること。

三 小学校との積極的な情報の共有を図るとともに、相互理解を深めること。

(職員の資質向上等)

第十条 認定こども園においては、条例第九条に規定する職員の資質の向上等は、次に掲げる事項に留意して図られなければならない。

一 職員に対し自発的な資質の向上に努めさせること。

二 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士登録を受けた者との相互理解を図ること。

三 勤務体制の整備、研修の実施時期等を工夫することにより、研修の機会を確保すること。

(子育て支援事業)

第十一条 認定こども園においては、条例第十条に規定する子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

一 保護者の子育ての能力の向上を積極的に支援すること。

二 保護者が利用を希望するときに利用できるようにすること。

三 地域における多様な、人材その他の社会資源を活用すること。

(認定の手続)

第十二条 法第四条第一項の規定による申請は、別記様式第一号による認定こども園認定申請書によって行うものとする。

2 知事は、前項の認定こども園認定申請書を受付した場合は、その処分を決定し、認定することとしたときは、別記様式第二号による認定こども園認定通知書によって、認定しないこととしたときは、別記様式第三号による認定こども園不認定通知書によってこれを通知するものとする。

(保育所型認定こども園の有効期間等)

第十三条 法第五条第一項の規定により保育所型認定こども園について定める認定の有効期間は、五年とする。ただし、児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村に該当する市町の区域内に所在する保育所型認定こども園については、知事が別に定める。

2 法第五条第二項の規定による申請は、別記様式第四号による認定こども園認定有効期間更新申請書によって行うものとする。

(変更の届出等)

第十四条 法第七条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第五号による認定こども園変更届出書によって行うものとする。

2 省令第六条第一号の規定により知事が定める数は、五とする。

3 省令第六条第二号の規定により知事が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 園児の一日の活動内容を一時的に変更すること。

二 施設及び設備等の概要に記載されたものを追加すること。

(認定の辞退)

第十五条 認定こども園の設置者は、その認定を辞退しようとするときは、辞退の予定日の一月前までに別記様式第六号による認定こども園認定辞退届出書により知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第十六条 法第八条第一項の規定による報告は、別記様式第七号による認定こども園運営状況報告書によって行うものとする。

(認定の取消し)

第十七条 法第十条第一項の規定による認定の取消しは、別記様式第八号による認定こども園認定取消通知書によってこれを通知するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(広島県行政組織規則の一部改正)

2 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項総務管理局の部こども家庭支援室の項中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に関すること。(他部の所掌に属するものを除く。)

(別記) 様式第 1 号 (第12条関係)

認定こども園認定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設の種類 認定を受ける施設の種類	幼稚園 保育所又は認可外保育施設	名	称	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子ども数
		所在地	地		
認定こども園の名称	幼稚園	満3歳以上	人	人	人
		満3歳未満			
認定こども園の長となるべき者の氏名	保育所	満3歳以上	(定員の弾力化：有 %・無) 人		
		満3歳未満	(定員の弾力化：有 %・無) 人		
認可外保育施設					

教育及び保育の目標並びに主な内容	認定こども園として目指す教育及び保育の目標・理念		
	教育及び保育のねらい		
教育及び保育の目標並びに主な内容	教育及び保育の内容の概要	年間開園日数・開園時間	年間開園日数
		開園時間	日
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの		平日	
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号から選択すること。)		土曜日	
		日曜日・祝日	
		その他	

添付書類

- (1) 認定こども園の長となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- (2) 幼稚園の教員免許状の写し若しくは免許状授与証明書又は保育士登録証の写し
- (3) 幼稚園の教員免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明する書類 (学級担任が幼稚園の教員免許状を有していない場合又は満3歳以上の子ども数の保育に従事する者が保育士登録を受けていない場合に限る。)
- (4) 調理業務を行う者との役割分担等が明確にされた契約書等 (外部搬入による場合に限る。)
- (5) 献立表
- (6) 敷地の平面図並びに建物・設備の平面図及び立面図 (保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、乳児室又はほふく室の面積が分かるもの)
- (7) 建物の検査済証又は検査調書の写し (新築、改築を伴う場合に限る。)
- (8) 屋外遊戯場の位置図及び契約書の写し (認定こども園の付近にある適当な場所を使用する場合に限る。)
- (9) 子育て支援事業に係る市町の意見書

- (10) 公共水道給水証明書又は水質検査証の写し
 - (11) 保険加入証等の写し
 - (12) 土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書の写し
 - (13) 設置主体の申請年度及び次年度の収支予算書
 - (14) 年間事業費の12分の1以上に相当する資金を有することを証明する書類
 - (15) 認定を受けることについて、定款、寄附行為等で定める手続を経たことを証明する書類(申請者が個人である場合を除く。)
 - (16) その他知事が必要と認める書類
- 注 1 不用の文字は消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙1)

施設名

認定こども園事業計画書

1 職員の状況

職名	氏名	年齢	資格の種類、取得年月日及び番号	経験年数	担当する子どもの年齢	勤務形態

備考 1 採用予定の職員も記入すること。

2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

2 認定こども園の組織図

3 施設及び設備等の概要

4 情報の開示状況

(1) 開示する情報の種類

(2) 開示の方法

5 入園する子どもの選考方法

(私立保育所は市町を経由して別途提出すること。)

6 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

7 子どもの健康及び安全を確保する体制

- (1) 耐震
- (2) 防災
- (3) 防犯
- (4) 環境衛生 (換気, 採光, 保温など)
- (5) 健康診断
- (6) 感染症等への対応策

8 自己評価及び外部評価

予定している評価の方法	自己評価	・	外部評価
評価結果の活用方法			

9 苦情解決の担当者

苦情受付担当者の職氏名	
苦情解決責任者の職氏名	

10 利用料 (月額)

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備 考
0 歳	円	円	
1 歳	円	円	
2 歳	円	円	
3 歳	円	円	
4 歳	円	円	
5 歳	円	円	

11 入園料

--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙2)

施設名

認定こども園指導計画書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
各年齢ごとの目標	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児(年度の途中で6歳に達した後を含む。)]
	【集団生活の経験年数が異なる子どもがいることへの配慮】
	【就学前の子どもに対する一貫した教育及び保育を子どもの心身の発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】
指導計画作成等における配慮の内容	【子どもの1日における生活態様が多様であることへの配慮】

【保護者の就労状況の相違により利用時間及び利用日数に相違があることへの配慮】

【共通利用時間における人、物、自然、社会の事象その他の子どもを取り巻く環境を通じた教育活動の充実への配慮】

施設の特徴・工夫している点

2 年間行事予定

月	行	事	予	定	備	考
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

3 子どもの1日の活動内容

時刻	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
曜日							
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

備考 子どもの1日の活動内容は、年齢ごとに作成すること。

4 学級編制・職員配置

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
定 員						
組 名						
職員配置	保： 人	保： 人	保： 人	併： 人 幼： 人	併： 人 幼： 人	併： 人 幼： 人
職員資格	保： 人	保： 人	保： 人	併： 人 幼： 人	併： 人 幼： 人	併： 人 幼： 人

- 備考
- 1 同一年齢の子どもについて複数の学級がある場合は、学級ごとに記入すること。
 - 2 「職員資格」欄の「保」は保育士登録を受けた者、「幼」は幼稚園の教員免許状を有する者、「併」は併有者とする。

5 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6 か月未満児】
	【6 か月から 1 歳 3 か月未満児】
	【1 歳 3 か月から 2 歳未満児】
	【2 歳児】
	【3 歳児】
	【4 歳児】
	【5 歳児（年度の途中で 6 歳に達した後を含む。）】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項 目	留 意 点
特別な配慮が必要な子どもの指導	
認定子ども園と家庭との連携体制	
職員間の連絡及び協力体制	

7 小学校教育との連携

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(別紙3)

施設名

認定こども園における給食提供計画書

1 調理設備の内容

2 施設の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成

献立	市町の作成した献立を利用 独自に作成	を一部改変
作成者	() 又は の場合に記入すること。)	

(2) 献立表の事前確認者

(3) 認定こども園における食事の提供の責任者

(4) 検食実施者

(5) 子どものしこう調査の実施計画

3 給食の実施計画

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数 時間						

4 アレルギー等への配慮

5 栄養士の配置状況等

配置場所	認定こども園その他の施設 ・ 保健所 ・ 市町 ・ その他
栄養士による 必要な配慮が 行われる体制 の状況	

6 調理業務従事者の状況

(1) 調理業務従事者 (認定こども園において提供する給食の調理に当たる者を記入すること。)

	氏 名	年齢	調理業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(2) 調理業務従事者に対する衛生・技術の面の教育又は訓練の実施予定

(3) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

7 食育の取組

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙4)

施設名

認定こども園における子育て支援事業計画書

事業名	
【内容】	
【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮、地域の人材その他の社会資源の活用など)	
【対象】	
【実施日数及び実施時間】	
【職員配置の状況】	
【利用料】	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙5)

施設名

認定こども園における職員研修計画書

	研修実施予定	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。